

平成26年3月期決算短信における 退職給付会計基準改正の影響

対象先	DB年金	厚生年金	DC	退職金	その他
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

ポイント

- 平成26年3月期決算から改正退職給付会計基準※1の適用が開始されました。
- 主な改正項目である(1)～(3)のうち、平成26年3月期決算で適用されたのは(1)・(2)の2点です。
 - (1) 未認識項目※2のBS即時認識
 - (2) 開示項目の拡充
 - (3) 退職給付債務の算出方法の見直し(平成26年度期首から適用)
- 弊社では、3月決算企業の退職給付債務残高上位282社(IFRS・米国会計基準を除く)を対象として、平成26年3月期の決算短信データを基に退職給付会計基準改正による影響を調査しました。(日本基準の退職給付会計適用企業のほぼ80%のカバレッジ)結果は以下のとおりです。
 - ・未認識項目のBS即時認識により自己資本は平均1.4%減少
 - ・年金資産の積立状況は平均323億円の積立不足※3
平成25年3月期と比較して20.9%積立不足が減少
 - ・決算短信に「退職給付に係る注記」(開示項目拡充後)を記載した企業は約1割
- 本調査の詳細は『三菱UFJ年金情報6月号』に掲載予定です。

※1 企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」(平成24年5月17日公表)

※2 「未認識数理計算上の差異」と「未認識過去勤務費用」の合計

※3 BSに計上されている「退職給付に係る負債」と「退職給付に係る資産」の合計額がプラスの状態を積立超過、マイナスの状態を積立不足としている。

未認識項目のBS即時認識

- ✓ 未認識項目は税効果を考慮のうえ、「退職給付に係る調整累計額」として「その他の包括利益累計額」に計上されます。自己資本は、株主資本と「その他の包括利益累計額」の合計であるため、未認識項目の増減によって直接影響を受けます。

$$\text{退職給付に係る調整累計額} = \text{未認識項目} \times (100\% - \text{実効税率})$$

「その他の包括利益累計額」に含まれる

$$\text{自己資本} = \text{株主資本} + \text{その他の包括利益累計額}$$

- ✓ 平成26年3月期決算では、未認識項目のBS即時認識によって、自己資本が平均1.4% (5,550百万円)減少しました。実効税率を35%と仮定すると、平均▲8,538百万円の未認識項目が即時認識されたこととなります。
- ✓ 平成25年3月期決算に基づく想定と比較すると、自己資本の減少幅は圧縮されました。(年金資産の好調な運用成績によってプラスの数理計算上の差異が発生したため)

未認識項目のBS即時認識による自己資本への影響						
	平成26年3月期決算			平成25年3月期決算※		
	企業数 (社)	平均額 (百万円)	平均変化率	企業数 (社)	平均額 (百万円)	平均変化率
減少した企業	204	▲9,476	▲2.4%	245	▲11,874	▲3.0%
増加した企業	73	+5,041	+1.4%	31	+4,550	+1.1%
増減なし	5	-	-	6	-	-
全体	282	▲5,550	▲1.4%	282	▲9,816	▲2.5%

自己資本の減少幅が圧縮された

※仮に平成25年3月期に未認識項目のBS即時認識が実施された場合。

未認識項目合計に税効果(実効税率35%と仮定)を考慮した額を「退職給付に係る調整累計額」とした。

年金資産の積立状況

- ✓ 改正退職給付会計基準では、退職給付債務と年金資産の差額を全額BSIに計上します。年金資産が退職給付債務を上回っていれば「退職給付に係る資産」、下回っていれば「退職給付に係る負債」を計上します。
- ✓ 企業毎の「退職給付に係る資産」と「退職給付に係る負債」の合計額から積立状況を分析する※1と、平成26年3月期決算における年金資産の積立状況は、平均32,345百万円の積立不足です。
- ✓ 平成25年3月期は平均40,889百万円の積立不足であったため、積立不足の額は20.9%減少しました。この背景としては、以下の2点が想定されます。
 - 期末の金利水準から、割引率の大幅な変動はなかったと考えられる（20年国債応募者利回り：平成25年3月1.623%、平成26年3月1.527%）
⇒割引率を見直さない場合、退職給付債務は過去の傾向では1%前後の微増
 - 株式市場の活況により、年金資産が10%前後増加
（参考値：GPIF※2の平成25年度運用利回り(弊社推計)8.3%）

※1 BSIに計上されている「退職給付に係る負債」と「退職給付に係る資産」の合計額がプラスの状態を積立超過、マイナスの状態を積立不足とした。

※2 年金積立金管理運用独立行政法人

開示項目の拡充

- ✓ 平成26年3月期決算短信で、開示項目が拡充された「退職給付に係る注記」を記載した企業は、調査対象の282社中30社（約1割）にとどまっています。
（決算短信では速報性が重視され、企業の判断によって一部の注記の省略が可能）
- ✓ 開示項目のうち「採用する退職給付制度の概要」については、旧基準（「採用する退職給付制度」）と記載内容に差のない企業も少なくありませんでした。
- ✓ 「年金資産の内訳」については、適用指針※3に示された開示例に従い「債券・株式・現金及び預金・その他」という区分で表示した企業が多く見られました。

※3 企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成24年5月17日公表）